

# Let's study!

## 社長の悩みに応える 取引先への経営アドバイス

今回は…会計編

### 第3回 貸倒損失・貸倒引当金を どのように計上するか

#### 社長のお悩み

わが社では掛け取引を中心に商品を販売しています。このたび、主要得意先であるA社より代金を期日に支払うことができないと連絡が入りました。掛け代金の回収のメドは立っていません。このような場合には、貸倒れ処理を行い、税金の発生を抑えることが重要だと聞きました。一般的な貸倒れ処理の方法を教えてください。



#### 現金回収されなくても 売上高は計上される

まず、企業会計の基本について触れておく。会計上は、売上代金を回収したかどうかに関わらず、商品を引き渡し、またはサービスを提供したときに売上が計上されることになる。これは掛け取引において代金の現金回収に先行して売上は計上され、法人税や消費税の課税対象となることを意味する。

売上代金が回収されない場合、現金入金がないにも関わらず、税金の支払いを伴うため、企業経営上好ましくない。いったん売掛債権が回収できない恐れが発生した場合には、適切に会計処理を行って税金の発生を抑え、少しでも貸倒れによる影響を軽減させなければならぬ。

#### 一定の事実が生じた場合 貸倒損失として損金算入可

債権の回収ができないからといって、直ちに損失計上することはできない。税務上は、金銭債権に

ついて、図表1のような事実が生じた場合に限り、その債権額を貸倒損失として、損金に算入することを認めている。

#### ① 法律上の貸倒れの場合

会社更生法、民事再生法等の法律により、金銭債権が切り捨てられる場合や、債権者集会や金融機関などの斡旋による協議により切り捨てられる場合、その切捨額は貸倒損失として処理できる。

また債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができない場合に、その債務者に対して、書面にて債務免除を通知した場合には、その債権放棄額は貸倒損失として計上できる。

#### ② 事実上の貸倒れの場合

債務者の資産状況、支払能力等から債権の全額が回収できないことが明らかになった場合は、その回収不能額を貸倒損失として処理することができる。

#### ③ 形式上の貸倒れの場合

売掛債権の全部が回収不能といえない状況でも、次の事実が発生した場合は売掛債権から備忘価額

図表1 貸倒損失計上の条件

区分	内容
法律上の貸倒れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社更生法、民事再生法、破産法などの規定により債権額の切捨てがあった場合</li> <li>債権者集会等により債権額の切捨てがあった場合</li> <li>債務超過等により債権の回収ができない債務者に対し、書面で債権放棄した場合</li> </ul>
事実上の貸倒れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権の全額が債務者の資産状況、支払能力等からみて回収不能となった場合</li> </ul>
形式上の貸倒れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>売掛債権で、債務者との取引を停止して1年以上経過した場合</li> <li>売掛債権の総額が取立費用より少なく、支払を督促しても弁済がない場合</li> </ul>

1円を控除した残額を貸倒損失として損金経理することができる。  
 ・継続的な取引を行っていた債務者の資産状況、支払能力等が悪化したため、その債務者との取引を

図表2 法定繰入率

事業の区分	繰入率
卸売業及び小売業	10/1,000
製造業	8/1,000
金融及び保険業	3/1,000
割賦販売小売業及び割賦あっせん業	13/1,000
その他の事業	6/1,000

停止した場合において、その取引停止のときと最後の弁済のときなどのうち、最も遅いときから1年以上経過したとき  
 ・同一地域の債務者に対する売掛債権の総額が取立費用より少なく支払督促をしても弁済がない場合  
**貸倒リスクに合わせて一定の貸倒引当金を計上**  
 貸倒れの事実が生じていなくても、売掛金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額を

見積もって損金処理できるのが貸倒引当金である。貸倒引当金の計上にあたっては、税法上は、金銭債権を個別に評価する債権(個別評価金銭債権)と、一括して評価する債権(一括評価金銭債権)に分類し、それぞれ繰入限度額の計算をすることになる。

〈個別評価金銭債権〉

金銭債権の一部について貸倒れによる損失が見込まれる金銭債権をいい、次の区分ごとに、貸倒引当金の繰入限度額の計算方法が定められている。なお、繰入限度額は個々の債務者ごとに計算する。

①長期棚上金銭債権

会社更生法、民事再生法等の決定・認可に基づき弁済の猶予または賦払により弁済される場合には、その決定・認可のあった事業年度末日から5年を超えて弁済される予定となっている金額

②実質基準

債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、事業に好転の見通しがない等、金銭債権の一部について取立見込みがないと認められる場合には、その取立見込みがない

と認められる金額

③形式基準

債務者について、会社更生法、民事再生法、破産等の手続開始の申立て等があった場合には、その金銭債権の2分の1相当額

〈一括評価金銭債権〉

貸倒れの懸念が発生していない正常な取引先の債権についても、将来の貸倒れリスクを考慮して貸倒引当金を設定することができ、一括評価金銭債権については、前期以前の過去3期間の貸倒実績率により次の算式により貸倒引当金繰入限度額を計算する。

・繰入限度額Ⅱ 一括評価金銭債権の簿価×貸倒実績率

なお、資本金1億円以下の中小法人については、貸倒実績率による計算方法に代えて、業種ごとに定められた法定繰入率(図表2)を用いて、次のように計算する方法が認められている。

・繰入限度額Ⅱ(一括評価金銭債権の合計額)×実質的に債権と見られない金額(金銭債権から相殺できる、買掛金などの債務の金額等をいう)×法定繰入率